

別表(第3条関連)

公 欠 事 由	条 件	期 間	手続き等
(1) 右記の感染症に罹患した場合(出席停止の扱いとなる)	学校感染症の指定第一種(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSに限る)、中東呼吸器症候群(MERSに限る)、特定鳥インフルエンザ)に罹患した場合	治癒するまで(医師の発行する診断書に基づく)	左記期間経過後、医師の診断書、出席停止に係る意見書、医療機関による検査結果書のいずれかを添付し、公欠届を期間経過後1週間以内に学務課に提出し、確認を受けた後、当該授業の担当教員に提出する。 第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、本学で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、本学が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。(出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、本学における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する。)
	学校感染症の指定第二種に罹患した場合	感染症に基づき以下のとおりとする。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 - インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。 - 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 - 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで。 - 麻疹にあつては、解熱後3日を経過するまで。 - 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 - 風疹にあつては、発疹が消失するまで。 - 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。 - 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 - 結核においては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 - 髄膜炎菌性髄膜炎においては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	学校感染症の指定第三種(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎)に罹患した場合	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
(2) 親族が死亡した場合	配偶者、1親等、2親等、3親等の親族の死亡に伴い必要と認められる葬儀、服喪その他の行事のため授業に出席できなかった場合	- 配偶者及び1親等の親族の場合は、葬儀、服喪その他の行事で連続7日(休日含む。) 2親等の場合は、葬儀、服喪その他の行事で連続3日(休日含む。) 3親等の場合は、葬儀、服喪その他の行事で1日(休日含む。)(いずれの場合も移動日を含む。)	証拠となる書類を添付し、公欠届を期間経過後1週間以内に学務課に提出し、確認を受けた後、当該授業の担当教員に提出する。
(3) 国、地方公共団体又は全国規模の団体からの要請により行事等に大学が派遣する場合	国、地方公共団体又は全国規模の団体からの要請により行事等に大学が派遣する場合	派遣期間。なお、大会参加に係る移動日を含む。	証拠となる書類(大会要項等)を添付し、公欠届を派遣期間開始1週間前迄に学務課に提出し、確認を受けた後、当該授業の担当教員に提出する。
(4) 大学が指定する事業等に参加する場合	介護等体験、教育実習、ボランティア等で大学が指定する事業等に参加する場合	該当する事業等の期間	証拠となる書類を添付し、公欠届を参加開始1週間前迄に学務課に提出し、確認を受けた後、当該授業の担当教員に提出する。
(5) その他学長が必要と認める場合	必要な事由が発生し、欠席期間を事前に届け、大学の承認を得た場合	届出の期間	証拠となる書類を添付し、公欠申請書を学務課に提出し、大学の承認を得た後、公欠届を1週間以内に学務課に提出し、確認を受けた後、当該授業の担当教員に提出する。